

江田島市教育委員会会議録

平成 30 年 12 月 17 日（月）平成 30 年第 12 回教育委員会会議定例会を教育委員会 3 階会議室において開催しました。

1 開会及び閉会に関する事項

開会	午前	10 時 00 分
閉会	午前	10 時 51 分

2 出席者（5名）

教育長	御堂岡 健
教育長職務代理者	三島 雅司
委員	樋上 美由紀
委員	柳川 政憲
委員	今井 絵里子

3 出席説明員

教育次長	小栗 賢
学校教育課長	畠 藤 邦子
生涯学習課長兼江田島図書館長兼 能美図書館長	間 可 健 治
大柿自然環境体験学習交流館長	西 原 直 久
江田島学校給食共同調理場長	樋 口 佐和子

4 事務局

学校教育課	
専門員	濱岡 晶子

5 傍聴人

なし

6 議事日程

- (1) 教育長報告
- (2) 会議録署名委員の指名

- (3) 議案第 21 号 江田島市教育委員会公印規則及び江田島市選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規則の一部を改正する規則案について
- 議案第 22 号 江田島市教育集会所管理運営規則を廃止する規則案について
- 承認第 25 号 平成 30 年度江田島市一般会計（第 6 号）補正予算（教育委員会関係分）について
- 承認第 26 号 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について

(4) その他

7 議事の概要

○ 教育長

ただ今から、第 12 回江田島市教育委員会会議定例会を開会します。

ただ今の出席者は 5 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

○ 教育長

審議に入る前に、議案書の 13 ページの承認第 26 号については、人事に関する案件ですので、公開しないで審議することが適当ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○ 教育長

それでは、お諮りいたします。

承認第 26 号の「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」は、公開しないことに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

○ 教育長

挙手全員と認めます。

承認第 26 号の「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」は、公開しないで審議することに決定いたしました。

- 教育長
日程第 1, 「教育長報告」を行います。
事務局から, 報告をお願いします。

- 教育次長
それでは, 2 ページをお開きください。
「教育長報告」を行います。 (省 略)
以上です。

- 教育長
以上で, 教育長報告を終わります。

- 教育長
日程第 2, 「会議録署名委員の指名」は, 会議規則第 15 条第 2 項の規定により, あらかじめ署名委員の順番を決めておりますので, 今回は, 柳川委員にお願いいたします。

- 教育長
日程第 3, 議案第 21 号「江田島市教育委員会公印規則及び江田島市選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規則の一部を改正する規則案について」及び, 日程第 4, 議案第 22 号「江田島市教育集会所管理運営規則を廃止する規則案について」の 2 件は, 関連がありますので, 一括議題とし, 個別採決とします。
事務局から, 説明をお願いします。

- 教育次長
ただ今, 一括上程されました議案第 21 号, 及び議案第 22 号でございます。
最初に, 議案第 21 号「江田島市教育委員会公印規則及び江田島市選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規則の一部を改正する規則案について」でございます。
議案書, 3 ページをお開きください。
提案理由でございます。
高田公民館及び融光会館の廃止に伴い, 現行規則の一部を改正する必要がありますので, 江田島市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 2 号の規定によりまして, 委員会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 22 号「江田島市教育集会所管理運営規則を廃止する規則案について」で
ございます。

議案書、7 ページをお開きください。

提案理由でございます。

融光会館の廃止に伴い、現行規則を廃止する必要がありますので、江田島市教育長に
対する事務委任規則第 2 条第 2 号の規定によりまして、委員会の議決を求めるものでご
ざいます。

内容につきましては、生涯学習課長をして説明申し上げます。よろしくお願いいたし
ます。

○ 生涯学習課長

ただ今、上程されました議案第 21 号「江田島市教育委員会公印規則及び江田島市選挙
運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規則の一部
を改正する規則案について」及び、議案第 22 号「江田島市教育集会所管理運営規則を
廃止する規則案について」の 2 件について説明致します。

提案理由につきましては、先ほど教育次長が説明いたしましたとおりでございます。

全体像につきまして、別様で配布しております、「全協No.5, No.6」でご説明申し上げ
ますので、資料の方をご覧ください。

まずはNo.5 「(仮称) 高田交流プラザの設置について」をお願いします。

たて 1, 要旨でございます。高田地区の公共施設を再編し、地域活動及び生涯学習活
動の拠点となる「(仮称) 高田交流プラザ」を設置するものです。

たて 2, 再編概要は、高田公民館と高田児童館を廃止して、高田交流プラザを新設す
るというものです。

たて 3 に工事概要、たて 4 に事業費を載せてあります。

たて 5, 条例改正として、前回、第 11 回教育委員会会議で議決を頂いた、高田公民館
と高田体育館の廃止につきまして、12 月定例会へ上程し、12 日に議決を頂きました。4
月には、高田交流プラザとして供用開始する予定でございます。

次に、「全協No.6」融光会館の廃止について、でございます。

この案件につきましても、前回の教育委員会会議で議決を頂いたもので、先ほどと同様
に 12 月定例会へ上程し、議決を頂きました。

それでは、議案書 5 ページの参考資料をご覧ください。

議案第 21 号「江田島市教育委員会公印規則及び江田島市選挙運動のためにする個人演
説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規則の一部を改正する規則案につい
て」でございます。

最初に、「江田島市教育委員会公印規則の一部改正案」でございます。

右側、現行欄の別表（第2条関係）で公民館及び公民館長の印を6個から5個へ改めるものです。これにより、残るのは、鷲部、切串、大須、鹿川及び沖美の5公民館でございます。

次に、「江田島市選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規則の一部改正案」でございます。

（1）照明、続いて6ページをお願いします。

（2）その他の設備の程度、及び、第2条の表中の、それぞれ高田公民館と融光会館を削るものでございます。

次に議案第22号「江田島市教育集会所管理運営規則を廃止する規則案について」でございます。

8ページをお願いします。

江田島市教育集会所管理運営規則は、廃止する、としております。

最後に、附則として、議案第21号は4ページ、議案第22号は8ページに、「この規則は、平成31年4月1日から施行する。」としております。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 教育長

説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

○ 三島委員

高田の交流プラザについて、4月1日からとありますが、工事は間に合うのですか。

○ 生涯学習課長

特に問題はないと聞いております。

○ 教育長

高田公民館、今使用している建物は、今後どうなるのですか。

○ 生涯学習課長

今回、条例により高田公民館は廃止となりますが、建物自体は残っております。ここは、借地でございましたので、地権者の方と現在、話し合いをしているところです。

建物の解体や返還の時期について、調整中でございます。

- 教育長
老朽建物ではありますが、再利用の予定はないのですか。
- 生涯学習課長
それを含めて、調整中でございます。
- 樋上委員
公民館は生涯学習課の所管でしたが、高田交流プラザは市民センターの所管になるのですか。
- 生涯学習課長
お見込みのとおりです。市民センターの所管となります。
- 樋上委員
交流プラザの管理運営は、どこが所管なのか分かりにくいです。こちらだけでなく、すべての交流プラザについて、管理運営規程などの住民に周知徹底をお願いしたいです。
大柿の人でも高田交流プラザを使用しているのかなど、住民には分かりません。まちづくり協議会等にも周知して欲しいです。
- 教育長
今まで通りの部分と変更のある部分とがあると思います。詳しく調べて、来月の会議で説明してください。
- 今井委員
今までは高田児童館で子育て支援センターの所管でした。交流プラザでは、「放課後クラブ室」がありますが、生涯学習課の所管になるのですか。
- 生涯学習課長
運営は生涯学習課ですが、建物自体は交流プラザなので市民センターが管理します。
- 今井委員
児童館は朝から開いていて小さい子が行けますが、これからは放課後児童クラブだけになるのですか。

- 生涯学習課長
子育て支援センターは、特定の部屋はなくてもそういう機能を残したいと調整をしているようです。
- 教育長
高田児童館は廃止ですよね。基本的には放課後児童クラブのみ運営される、ということでしょうか。
- 生涯学習課長
これまで児童館で行なっていた行事等は交流プラザで行なう予定です。
- 柳川委員
高田児童館は今後どうなるのですか。
- 生涯学習課長
詳しくは存じませんので、子育て支援センターに確認し、またご説明させていただきます。
- 教育次長
すぐには壊さず、建物は残ると思います。
- 柳川委員
土地は借りているのですか。
- 教育次長
市の土地だと思いますが、確認させてください。
- 教育長
他にございませんか。それではこれで、本件の審議を終わります。
- 教育長
採決に移ります。
最初に、議案第 21 号「江田島市教育委員会公印規則及び江田島市選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規則の一部を改正する規則案

について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(全員異議なし)

○ 教育長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 教育長

次に、議案第 22 号「江田島市教育集会所管理運営規則を廃止する規則案について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(全員異議なし)

○ 教育長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 教育長

日程第 5，承認第 25 号「平成 30 年度江田島市一般会計（第 6 号）補正予算（教育委員会関係分）について」を議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

○ 教育次長

ただ今、上程されました承認第 25 号「平成 30 年度江田島市一般会計（第 6 号）補正予算（教育委員会関係分）について」でございます。

議案書，9 ページをお開きください。

提案理由でございます。

平成 30 年度江田島市一般会計（第 6 号）補正予算（教育委員会関係分）を、江田島市教育長に対する事務委任規則第 5 条第 1 項の規定に基づきまして、臨時に代理しましたので、同条第 2 項の規定により、委員会へ報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、担当課長をして、説明申し上げます。よろしく願いいたします。

○ 学校教育課長

ただ今、上程されました承認第 25 号「平成 30 年度江田島市一般会計（第 6 号）補正

予算（教育委員会関係分）について」説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど教育次長が説明いたしましたとおりでございます。

10 ページをお開きください。

最初に、歳入の説明をいたします。

14 款、国庫支出金、2 項、国庫補助金、6 目、教育費国庫補助金、1 節、小学校費補助金は、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金で、市内 5 小学校の空調設備の設置及び中町小学校のブロック塀の撤去新設工事に伴う増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

11 ページをお願いします。

10 款、教育費、2 項、小学校費、1 目、学校管理費は、小学校施設整備事業費で、中町小学校のブロック塀撤去新設工事の設計及び工事費と市内 5 小学校の空調設備設置工事による増額補正です。

次に、10 款、教育費、3 項、中学校費、1 目、学校管理費は、中学校施設管理事業費で、能美中学校の消防用設備及び防火シャッターが落雷により故障したための修繕料の増額補正です。

学校教育課分は以上です。

○ 生涯学習課長

続いて、生涯学習課分です。

10 款、教育費、5 項、保健体育費、2 目、体育施設費は、地区体育館管理運営事業費で、旧切串中学校体育館の漏水により上下水道使用料に不足が生じたための光熱水費の増額補正です。

次に、11 款、災害復旧費、4 項、教育施設災害復旧費、2 目、保健体育施設災害復旧費は、江田島グラウンド及び江田島市総合運動公園の復旧工法の変更による工事請負費の増額補正です。以上です。

○ 学校教育課長

次に、債務負担行為の補正でございます。

12 ページをお願いします。

スクールバス運転業務委託費と中学校道徳科教師用教科書・指導教材購入費及び給食運搬・運行管理業務委託費をお願いしたものです。

以上、生涯学習課、学校給食調理場分と合わせまして、平成 30 年第 5 回江田島市議会定例会に上程し、12 月 13 日に議決されました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 教育長
説明が終わりました，ご質疑はございませんか。

- 三島委員
小学校の空調設備については，今年設計で来年度完成ということでよいのですか。

- 学校教育課長
はい。来年度完成予定でございます。
市内5校というのは，来年度は柿浦小学校が統合予定であり，また，切串小学校は大規模改修工事を行ない，そちらで空調設置工事を行ないますので，この2校を除く5校となっています。

- 教育長
国の補正に合わせた動きなのですか。

- 学校教育課長
国の臨時特例交付金に対応した増額補正でございます。

- 教育長
国の平成30年度予算の特例交付金での対応ですね。

- 学校教育課長
はい。

- 三島委員
年度内の完成は無理ですよ。平成31年度の完成ですね。

- 学校教育課長
教室数が40室近くになりますので，期間は必要かと思えます。今年度から来年度に引き続き工事ができるよう，2月議会で予算についてお願いしたいと思っています。

- 三島委員
夏に間に合うのですか。

- 学校教育課長
間に合わせたいと思っております。しかし、工事を伴うものですので日程を確認し、間に合わなくても早めに設置していくよう、努めます。

- 教育長
国の交付金ができるということで、他にも予定する学校が多いかもしれません。それに対し、請負会社や設備の対応に混雑が予想されます。早めに対応して欲しいですね。

- 教育次長
この臨時特例交付金は平成 30 年度の予算でございます。江田島市は設計が終わっていますので、4 月からすぐに工事にかかることができます。
2 月定例議会で、30 年度予算を 31 年度に使うという、繰越明許をお願いし議会の承認を得たら、すぐ動けるようにしたいと思っております。全国の多くの学校が設置するかもしれないので、機材を作るのが間に合わない可能性があります。早めに発注したいと思っております。交付金について、今まで主として普通教室に補助がついていましたが、申請しても補助がつかない場合もありました。今回は江田島市が申請したすべての教室に補助が決定しました。
理科室等の特別教室も新設の場合は補助の対象になり、江田島市にとって有利なものとなっています。

- 樋上委員
切串中学校の体育館は使用しているのですか。

- 生涯学習課長
社会体育施設、切串体育館として使用しております。

- 樋上委員
漏水の原因は、老朽化ですか。

- 生涯学習課長
学校の場合、埋設管が多いですが、それが老朽化して漏水になることがよくあります。今回も老朽化が原因と考えられますが、場所としては、家庭科室の配管が残っており漏れていたようです。
今回の漏水については、すでに対応済でございます。原因の詳細については、引続き調

査中でございます。

○ 樋上委員

毎月、使用量についてチェックしないと水漏れ等よくありますよね。

○ 三島委員

切串体育館はずっと残るのですか。

○ 生涯学習課長

旧切串中学校等の跡地利用については、切串保育園移転等の関係で、福祉保健部が検討しており、まだ決定していない状況であります。

○ 教育次長

補足説明をさせていただきます。

切串体育館建物については、旧中学校校舎やテニスコートと共に、検討中であります。

切串保育園移転等については、福祉保健部関係の、子ども子育て会議で決定されますが、移転場所についてはまだ公にされていません。

今回の議会でも質問がありましたが、まだ公にしないとのことです。地元と調整をして、今後決定していくということでした。

○ 教育次長

今回の漏水についてですが、プールと同じ配管のため、気が付くのが遅れました。夏場にプール使用で使用量が増えますので、すぐに分からなかったようです。

○ 教育長

他にございませんか。それではこれで、本件の審議を終わります。

採決に移ります。承認第 25 号「平成 30 年度江田島市一般会計（第 6 号）補正予算（教育委員会関係分）について」は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（全員異議なし）

○ 教育長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認されました。

○ 教育長

日程第6，承認第26号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」を議題とします。

(非公開)

以上で，本日の会議に付された審議事項は，全て終了いたしました。

次の教育委員会会議は平成31年1月21日（月）午前10時20分から教育委員会会議室で開催します。

以上で閉会します。

江田島市教育委員会会議規則の規定により，ここに署名する。

江田島市教育長

署 名 委 員